

平成27年2月16日

## 第109回組合会が開催されました。

平成27年2月5日(木)に、兵庫建設会館 2階会議室において、第109回組合会が開催されました。次の議案・報告について、審議のうえ可決承認されましたので、ご報告いたします。

なお、平成27年度収入支出予算関係については、第8号議案の健全化計画の変更について、厚生労働大臣の承認を得て、確定しますので、ご留意願います。

- ・ 第1号議案 「健全化計画の策定基準」における積立金の「所定の水準」の見直しに伴う積立金の目標の変更(案)について
- ・ 第2号議案 調整保険料率の変更に伴う一般保険料率の変更(案)について
- ・ 第3号議案 付加給付の廃止(案)について
- ・ 第4号議案 データヘルス計画(案)について
- ・ 第5号議案 平成27年度保健事業の見直し(案)について
- ・ 第6号議案 規約等の変更(案)について
- ・ 第7号議案 平成27年度事業計画(案)について
- ・ 第8号議案 指定健康保険組合に係る健全化計画の変更(案)について
- ・ 第9号議案 平成27年度収入支出予算(案)について
- ・ 第10号議案 保険料等の不納欠損処分(案)について
- ・ 報告第1号 理事長専決事項について
- ・ 報告第2号 厚生労働省近畿厚生局による実地指導監査の結果について
- ・ 報告第3号 平成26年度組合財政支援交付金の「審査資料」に記載された財政改善に向けた運営方針等の対応について
- ・ 報告第4号 第6回健康管理事業推進委員会の開催の結果について
- ・ その他の事項について

### 1 準備金の積立水準を見直します。

平成26年11月19日に関係法令が公布・施行されたことに伴い、健全化計画期間中である指定健康保険組合(当健康保険組合は該当しています。)における準備金の積立水準について、「保険給付費の3ヶ月分相当と前期高齢者納付金等の1ヶ月分相当とを合算した額」から「保険給付費の2ヶ月分相当と前期高齢者納付金等の1ヶ月分相当とを合算した額」に見直すこととされました。

平成27年度予算	準備金の積立目標	301,071千円(積立水準100%)
	準備金保有見込額	434,167千円
	準備金保有率	144.21%

## 2 調整保険料率の変更に伴い、一般保険料率が変更されます。

健康保険組合連合会から、平成27年度の当健康保険組合の調整保険料率は、千分の1.130から千分の0.870に変更になった旨の通知がありました。このことに伴い、一般保険料率を千分の98.870から千分の99.130に変更し、平成27年3月1日（平成27年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成27年4月分保険料）から実施します。

なお、一般保険料率と調整保険料率とを合計した保険料率は、千分の100.000で、変更を生じません。

単位：‰

区 分	一般保険料率		調整保険料率		合計保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.435	49.565	0.565	0.435	50.000	50.000
被保険者	49.435	49.565	0.565	0.435	50.000	50.000
計	98.870	99.130	1.130	0.870	100.000	100.000

### 1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用（健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は次のとおりです。

一般保険料 = 基本保険料 + 特定保険料

- ・ 基本保険料 65.010‰

被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料

- ・ 特定保険料 34.120‰

納付金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金等）に充てるための保険料

単位：‰

区 分	一般保険料率	基本保険料率	特定保険料率
事業主	49.565	32.505	17.060
被保険者	49.565	32.505	17.060
計	99.130	65.010	34.120

### 2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金交付事業〔高額医療交付金事業・組合財政支援交付金事業〕を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、

財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金（平成27年度予算17,691千円）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料（平成27年度予算調整保険料収入17,691千円）です。

後掲の「平成27年3月分（平成27年4月納付分）からの健康保険料のみの内訳月額表（詳細）」（資料1）をご参照願います。

### 3 介護保険料率は、現行の率を維持します。

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は人口比に基づいて設定され、平成27年度～平成29年度は、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳～64歳の第2号被保険者（健康保険組合の被保険者・被扶養者等）が28%の割合とされています。

平成27年度における当健康保険組合の介護納付金として、国から228,429千円割り当てられました。

その介護納付金を納付するために、介護保険料率は、現行の17.2‰を維持することとします。

介護保険料率

現行 17.2‰（事業主8.60‰ 被保険者8.60‰）

後掲の「平成26年3月分（平成26年4月納付分）からの健康保険料・介護保険料の月額表 平成27年3月分からの保険料に変更はありません。」（資料2）をご参照願います。

### 4 付加給付を廃止します。

当健康保険組合は、付加給付として、出産育児一時金（10,000円）、家族出産育児一時金付加金（5,000円）、埋葬料付加金（10,000円）及び家族埋葬料付加金（5,000円）を支給しています。

当健康保険組合は、平成24年10月12日付けで、健康保険法第28条第1項の規定に基づく指定健康保険組合に指定され、厚生労働大臣の承認を得た財政の健全化計画（平成25年度～平成27年度）に基づき、事業運営を行っています。

付加給付は、健全化計画の3年度目までにかけて計画的に廃止に向けた見直しを行うよう、厚生労働省の指導を受けています。

については、平成27年4月1日から付加給付を廃止することとしますので、ご理解とご協

力を賜りますようお願いいたします。

なお、平成27年3月31日以前の出産又は死亡に係る付加給付の支給については、なお従前の例によることとします。

## 5 データヘルス計画を策定しました。

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、すべての健康保険組合に対して、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画（データヘルス計画）の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めることとされました。

厚生労働省は、平成26年3月31日に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改定しました。この指針の内容に沿って、健康保険組合は保健事業を実施していくこととなりますが、改定内容の柱となるのが「データヘルス」です。

具体的には、すべての健康保険組合が、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、「データヘルス計画」を策定して事業を実施していくこととなります。計画の策定と事業の実施にあたっては、PDCAサイクルによる事業展開が求められています。つまり、データ分析によって加入者や事業所の健康課題を明確にして目標値の設定を含めた保健事業計画を立案（Plan）し、保健事業の実施（Do）及び事業の評価（Check）を行い、さらに必要に応じて事業の改善・修正（Action）を行って次期事業へ反映していく、というものです。

健診データと医療費データを突き合わせて分析することで、加入者の現在の健康状態と将来の疾病リスクを把握することができ、対象者に合ったきめ細かな保健事業計画の策定が可能になります。事業内容としては、「健康づくり」「生活習慣病予防の動機づけ」「糖尿病等の重症化予防」「医療・健康に関する情報提供」などが考えられますが、実際は、健康保険組合ごとの特性に応じた計画が策定されます。

データヘルスは、すべての医療保険者に実施が課せられていますが、まず健康保険組合が先駆けて事業をスタートします。具体的なスケジュールは、すべての健康保険組合が平成26年度中に「データヘルス計画」を策定し、この計画に基づいた保健事業を平成27年度から実施していくこととなります。事業の実施期間は、特定健康診査・特定保健指導の実施期間と足並みをそろえるために、第1期は平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成30年度以降は5年サイクルで事業を実施していく予定となっています。

平成26年度は、データヘルス始動の年であり、「国民の健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を目標に掲げていますが、健康保険組合は、被保険者及びその被扶養者の1人ひとりの健康増進を図るために、事業所（事業主）と密接に連携をとりながら、「データヘルス計画」の策定と実施をめざします。

当健康保険組合としては、新しい事業を行うと多額の費用が発生し、対応者は保健師等の専門職に限るという制約がある場合が多いため、現在実施している保健事業の洗い出しを行

い、データヘルス計画に反映させることとします。

## 兵庫県建築健康保険組合 データヘルス計画 (概要)

- 1 当健康保険組合の保健事業に関する基本的な考え方  
当健康保険組合は、
  - ・事業主の経営資源であり、基盤である被保険者の健康の維持増進
  - ・被保険者を支える被扶養者の健康の維持増進
  - ・将来医療費の削減を目指し、当健康保険組合の実情に合った保健事業を実施する。
- 1 - 1 当健康保険組合の加入者の状況  
当健康保険組合は、建築事業者等を対象とし、被保険者3,973人、被扶養者4,773人、合計8,746人の総合健康保険組合である(平成26年12月現在)。加入者構成は、被保険者は男性が約85パーセントと多く、年齢構成は、40歳代、50歳代が多い。被扶養者は、子供を除くと女性が多い。
- 1 - 2 当健康保険組合の事業特性  
当健康保険組合の事業所数は、183事業所である。
- 1 - 3 これまで実施してきた保健事業
  - ・特定健康診査 受診率は約64%で不十分
  - ・特定保健指導 実施率は不十分
  - ・人間ドック
  - ・癌検診
  - ・機関紙「掲示板」発行による健康増進啓発
- 2 データに基づく健康課題の把握  
当健康保険組合の健康課題は、2 - 1 ~ 2 - 3の分析等により統括すると次のとおりである。
  - ・生活習慣病及び生活習慣病関連疾患  
特に、被保険者において、生活習慣病系の医療費が大きな割合を占めている。
  - ・被扶養者においては、消化器系疾患、子供の喘息、乳癌
  - ・被保険者の喫煙
- 2 - 1 レセプト分析
  - ・55歳から一人当たり医療費が大きくなっている。加入者全体の40歳代、50歳代は多くの割合を占めているので、今後も医療費の増加が予想される。
  - ・生活習慣病が医療費に占める割合が大きい。特に被保険者において顕著である。
  - ・被保険者の生活習慣病の年代別一人当たり医療費は、55歳から大きくなっている。30歳代、40歳代から生活習慣を改善し、将来の生活習慣病発症を防ぎ、また重症化させないことは、被保険者の健康増進だけでなく、今後の医療費の伸びを抑えることにも繋がる。
  - ・被扶養者においても生活習慣病の医療費は上位である。被扶養者においては、

消化器系疾患、子供の喘息、乳癌も課題である。

2 - 2 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

- ・特定健康診査の受診率は不十分である。
- ・特定保健指導の実施率は不十分である。

2 - 3 健診結果分析

- ・リスク判定基準に基づき健診結果を分析した結果、生活習慣病リスクが高リスクの者が一定数存在しており、超高リスクでありながら医療機関に受診していない者が少人数存在している。男女とも加齢により検査値リスクが高くなる傾向がある。
- ・被保険者の喫煙率は、男性は全国平均に比べて高い値となっている。

被保険者の喫煙率	男性	36.7%	女性	11.3%
女性の被保険者・被扶養者の喫煙率				7.2%
喫煙率の全国平均	男性	30.3%	女性	9.8%

3 保健事業の目的

レセプト分析、健診結果分析の結果、生活習慣病が現状の大きな課題であること、現在の加入者年齢構成と年齢階層別医療費から、今後はさらに生活習慣病対策が重要になること、被扶養者の乳癌対策も重要であることが確認できた。

当健康保険組合として、

- ・生活習慣病の予防
- ・生活習慣病の重症化防止
- ・禁煙対策
- ・乳癌、子宮頸癌の早期発見

を保健事業の目的（重点事項）とする。

4 保健事業の内容

- (1) 健康増進の啓発・情報提供等
- (2) 特定健康診査受診率向上対策
- (3) 特定保健指導実施率向上対策
- (4) 禁煙対策
- (5) 乳癌・子宮頸癌検診の受診率向上対策

5 保健事業の目標と評価

各保健事業に対して、目標を定め、「行動変容」、「健診結果」及び「医療費」の観点で評価を行う。ただし、「医療費」については、効果を測定することは容易ではないので、参考指標という位置づけとする。

- ・アウトプット評価指標  
対象者の数とそれに対するカバー率（事業参加者の数）に着目した評価を行うこと。
- ・アウトカム評価指標  
事業効果を簡潔に表現できる評価指標を定めて、年度ごとに計算しながら実施と改善を定着させることが重要となり、効果に着目した評価を行うこと。

- (1) 健康増進の啓発・情報提供等

機関紙発行による健康意識の醸成、情報発信

【アウトプット】

機関紙「掲示板」を年12回発行し、全事業所に送付

【アウトカム】

被保険者等の健康関心度の向上

(2) 特定健康診査受診率向上対策

【アウトプット】

健診実施の促進 被保険者受診率 90% 被扶養者受診率 75.9%

【アウトカム】

受診者の健康維持

(3) 特定保健指導実施率向上対策

【アウトプット】

保健指導実施の促進 実施率30%

【アウトカム】

実施者の健康改善

(4) 禁煙対策

【アウトプット】

禁煙の必要性の情報提供

【アウトカム】

禁煙率5%

(5) 乳癌・子宮頸癌検診の受診率向上対策

【アウトプット】

検診受診者数 前年度比10%以上の増加

【アウトカム】

高額給付者数等の減少

6 事業主との連携

(1) 現状認識の共有

健康情報等の分析結果・健康課題などについて、健康管理委員会等を通じて共有する。

(2) 保健事業実施環境づくり

各保健事業の実施率を向上させるための各種環境づくり、参加への促進などを共同で実施する。

(3) 保健事業評価の共有と改善検討

保健事業の評価について共有し、改善が必要な場合には、連携して検討する。

7 個人情報の取り扱い

当健康保険組合は、兵庫県建築健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

6 平成27年度保健事業の一部を見直します。

平成27年度において、保健事業の一部を次のとおり見直します。

- (1) 母子保健指導書の配布について  
身近に活用していただくとともに、経費の節減を図るために見直します。

現行

- ・ 「赤ちゃん和妈妈」 1年間(1月に1冊 計12冊)
- ・ 「目で見えるパパとママの小児科入門」(第1子のみ)

見直し後

- ・ 「赤ちゃん和妈妈」 1年間(1月に1冊 計12冊)
- ・ 「お医者さんにかかるまでに」(誕生ごとに)

- (2) 郵送自己検診の補助について

検診機関で実施した大腸癌検診の場合、3,000円以内の実費を補助しているが、通常、自己負担金は0円であることと、結腸の癌の医療費が高額になっているために、見直します。

現行

- ・ 大腸癌検査 自己負担金 500円

見直し後

- ・ 大腸癌検査 自己負担金 0円

- (3) 保健事業の充実について

健康増進施設(株式会社ルネサンス)の特別法人会員として加入(入会金、年会費とも0円)することにより、被保険者及び15歳以上の被扶養者の施設利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりに寄与します。

具体的な内容は、改めてご案内します。

## 7 健康診査等補助金支給規程を制定しました。

### 健康診査等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県建築健康保険組合(以下「組合」という。)の被保険者及び被扶養者が健康診査等を受け費用を負担したときは、又は事業主が特定健康診査に係る定期健康診断を実施し、その健診結果データを組合に提供したときは、その費用の一部を補助することにより、健康診査等を奨励し、健康管理及び疾病予防に資することを目的とする。

(健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助
- (2) 人間ドック補助



1泊2日

日帰り

2時間

(3) 郵送自己検診補助

子宮頸癌検診

肺癌検診

大腸癌検診

胃癌リスク検診

前立腺癌検診

B型肝炎検査

C型肝炎検査

(4) 癌検診補助

乳癌検診

子宮頸癌検診

肺癌検診

大腸癌検診

胃癌検診

PSA検査

CEA検査

AFP検査

CA19-9検査

CA125検査

(5) インフルエンザ予防接種補助

(補助金の支給要件)

第3条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

(1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助

事業年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。なお、事業年度4月2日以降の被保険者資格取得者、事業年度4月2日以降の被保険者資格喪失者で健診日に被保険者である者は補助の対象とする。

(2) 人間ドック補助

事業年度4月1日現在40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。

(3) 郵送自己検診補助

被保険者・事業年度4月1日現在30歳以上(子宮頸癌検診は20歳以上)の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。

(4) 癌検診補助

被保険者・事業年度4月1日現在30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。

(5) インフルエンザ予防接種補助

被保険者・被扶養者を対象として、接種費用の一部を補助する。

(補助金の支給限度額及び回数)

第4条 補助金の支給限度額は次のとおりし、1事業年度に1回とする。ただし、1泊2日間ドックについては2年度に1回とし、郵送自己検診補助のB型肝炎検査・C型肝炎検査については、被保険者・被扶養者期間中に1回とする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助  
健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額を補助する。
- (2) 人間ドック補助
- |         |         |
|---------|---------|
| 1泊2日    |         |
| 被保険者補助額 | 20,000円 |
| 被扶養者補助額 | 20,000円 |
| 日帰り     |         |
| 被保険者補助額 | 10,000円 |
| 被扶養者補助額 | 10,000円 |
| 2時間     |         |
| 被保険者補助額 | 10,000円 |
| 被扶養者補助額 | 10,000円 |
- (3) 郵送自己検診補助  
検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から次の自己負担金を控除した額を補助する。
- |         |        |
|---------|--------|
| 子宮頸癌検診  | 1,000円 |
| 肺癌検診    | 1,000円 |
| 大腸癌検診   | 0円     |
| 胃癌リスク検診 | 1,000円 |
| 前立腺癌検診  | 1,000円 |
| B型肝炎検査  | 500円   |
| C型肝炎検査  | 1,000円 |
- (4) 癌検診補助  
1癌検診(1腫瘍マーカー)毎に、1人当たり3,000円以内の実費を補助する。
- (5) インフルエンザ予防接種補助  
接種者1人につき、1回接種した場合は1,500円以内の実費を、2回接種した場合は3,000円以内の実費を補助する。
- (実施時期)

第5条 補助金事業の実施時期は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助  
4月～翌年3月
- (2) 人間ドック補助  
4月～翌年1月
- |         |             |
|---------|-------------|
| ・申込受付期間 | 4月1日～12月25日 |
| ・受診期間   | 4月1日～翌年1月末日 |
- (3) 郵送自己検診補助  
9月
- |            |            |
|------------|------------|
| ・申込受付期間    | 9月1日～11月末日 |
| ・採取器具返送締切日 | 事業年度1月末日   |
- (4) 癌検診補助  
4月～翌年2月
- (5) インフルエンザ予防接種補助  
9月～翌年2月
- (請求手続き等)

第6条 補助金の請求手続き等は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査に係る定期健康診断補助  
実施機関は、事業主が希望する健診機関とし、所定の請求書により、事業年度3月末日までに請求する。
- (2) 人間ドック補助  
健診料金から組合補助額を控除した額が利用者負担金となり、組合が作成した納付書により利用者負担金を納付する。
- (3) 郵送自己検診補助  
検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助することとし、委託業者から送付された振込用紙により自己負担金を振り込む。  
なお、「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を委託業者に委託する。
- (4) 癌検診補助  
実施機関は、被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関とし、所定の請求書により、事業年度2月末日までに請求する。
- (5) インフルエンザ予防接種補助  
実施機関は、被保険者・被扶養者が希望する医療機関とし、所定の請求書により、事業年度2月末日までに請求する。

(支払い)

第7条 補助金の支払いは、事務費の軽減を図るために、原則として、事業所の所定の口座にまとめて振り込む。

(補助金支給事業の周知)

第8条 補助金支給事業は、限られた財源により実施するので、毎年度、予算組合会において承認を得、請求手続き等具体的な内容について事業所に通知するとともに、組合のホームページに掲載し、周知を図る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 8 「出産育児一時金等内払金支払規程」の一部を変更しました。

平成27年1月1日から、出産育児一時金等の支給額本体である「39万円」を「40万4千円」に改められたこと、平成27年4月1日から、付加給付を廃止することに伴い、「出産育児一時金等内払金支払規程」の一部を変更しました。変更後の「出産育児一時金等内払金支払規程」は次のとおりです。

### 出産育児一時金等内払金支払規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第86条又は第97条の規定に基づく出産育児一時金又は家族出産育児一時金(以下「出産育児一時金等」という。)の支給の申請が行われる蓋然性が高いと認められる場合において、出産育児一時金

等の内払金を支払うために必要な事項を規定する。

(内払金の支払方法)

第2条 被保険者から、平成21年5月29日保発第0529008号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」の別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に基づき作成された明細書が添えられた、別添様式1の「健康保険 出産育児一時金等内払金(差額)支払依頼書」の提出があったときは、当該被保険者に対し別添様式2の支払通知書を交付し、出産育児一時金等の内払金を支払うものとする。

(出産育児一時金等の内払金の額)

第3条 被保険者に対する出産育児一時金等の内払金の額は、組合において最終的に支給することとされている出産育児一時金等の額から明細書に記載されている医療機関等の代理受領額を控除した額とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、出産育児一時金等の内払金の支払に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前の出産に係る出産育児一時金付加金又は家族出産育児一時金付加金の取扱いについては、なお従前の例による。

後掲の「別添様式1」(資料3)及び「別添様式2」(資料4)をご参照願います。

## 9 平成27年度事業計画書を策定しました。

### 平成27年度事業計画書

#### 1 健康保険組合を取り巻く情勢

我が国の経済は、安倍政権の安定した政権運営やアベノミクス効果により、円安に懸念はあるものの、株価は大幅に回復し、長年の懸案であったデフレ経済からの脱却の兆しが見え始めています。

しかし、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる消費の低迷で、

景気の足踏み状態が続いています。想定を上回る景気指標の悪化により消費増税率の10%への再引き上げは延期を余儀なくされました。

当健康保険組合の母体である建設業（建築の設計、施工、管理を主たる業とする。）は、社会資本・インフラの整備に加え、雇用面での下支えを行う重要な役割を果たしており、地域経済の発展に寄与しています。加えて、自然災害等の復旧・復興時には、インフラの復旧、再構築など多大な貢献を行っています。

中長期に建設業を取り巻く環境をみた場合、長年に亘る景気の低迷、過当競争の激化や低価格受注による利益率の低下を受けて危機的な状況に陥り、雇用・労働環境の悪化、高齢化の進展、若年入職者の減少、建設生産システムを支える技術・技能の継承など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解決するために、「公共工物品質確保法」、「建設業法」及び「公共工事入札契約適正化法」等（平成26年6月4日公布）が改正され、公布日以降順次施行されることになりました。

また、我が国のデフレからの脱却と経済再生に向けて、アベノミクスによる公共事業予算の増加や公共工事設計労務単価の引き上げなどが行われ、建設業界にも漸く明るい兆しが見え始めました。

健康保険組合を取り巻く状況は、人口の高齢化や医療の高度化による医療費の増大に加え、高齢者医療制度への納付金が財政の重荷となっています。全国健康保険組合（1,410組合）における保険料収入に対する高齢者医療制度への納付金の割合は、平成26年度予算の平均で45.43%にも上り、平成26年末で団塊の世代（昭和22年～昭和24年生れ）が全て前期高齢者に加わったことによる一層の納付金増大が懸念されています。過重な負担と年度毎に増加する納付金が健康保険組合の健全な運営を阻害し、危機的な状況を招いています。

このような中、平成27年1月に招集された通常国会に、医療保険制度改革関連法案の提出が予定されています。法案の内容は、国民健康保険、協会けんぽの財政対策が中心であり、各医療保険が受け持つ高齢者医療費の負担金（納付金）のあり方など高齢者医療制度改革は先送りされると思われます。

しかし、持続可能な医療保険制度を構築し、国民皆保険制度を守るために、団塊の世代の全てが前期高齢者となる平成27年において、前期高齢者医療への特別措置、財政投入や不合理な負担方式を是正するなどの対応をすることが極めて重要であり、国会審議を期待するものです。

## 2 平成27年度事業運営の基本方針

健康保険組合は、

- (1) 事業主と被保険者が組合員として組合の自主的な事業運営に参加できること。
- (2) 事業主と被保険者の保険構成員としての自覚と事業主の協力が得られやすいこと。
- (3) 管理運営の責任が明らかにされ、事業運営上の努力が行われやすいこと。
- (4) 小集団であることから、きめ細かで効果的な事業運営ができること。
- (5) 保健事業に関し、組合員の実情に即した保健対策（健康管理）を講じていくことができること。

などの利点があり、これらを生かして事業運営に努めることとし、平成27年度事業運営の基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 財政の健全化を図ること。
- (2) 厚生労働大臣の承認を得た健全化計画の目標を達成すること。
- (3) 被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進を図ること。
- (4) 保健事業の充実を図ること。
- (5) データヘルス計画を着実に実施すること。
- (6) 事業主・健康管理委員との連携を密接にすること。

基本方針の設定理由

心身ともに健康な被保険者は、事業所の発展に寄与できる。

心身ともに健康な被保険者及びその被扶養者は、明るい家庭づくりに寄与できる。

保険料の引き上げを押さえることは、健康保険組合及び事業所の財政、家庭の家計に寄与できる。

### 3 平成27年度事業運営の具体的対策

健康保険組合の円滑な運営のためには、安定した財政基盤の確立が必要です。増加する医療費や有効な保健事業の原資となる保険料等の収入対策及びその収入を有効適正に使う支出対策がそれぞれ重要になり、具体的対策を次のとおり定めます。

- (1) 収入の適正化対策
  - 事業所編入の促進
  - 標準報酬の適正化
  - 滞納保険料等の整理
  - 保険料率設定の適正化
- (2) 支出の適正化対策
  - 運営コストの適正化
    - ・運営コストのチェック
  - 被扶養者認定・資格管理の適正化
    - ・被扶養者資格の再確認の徹底
  - 現金給付の適正化
    - ・傷病手当金の適正支給（診療報酬明細書等、賃金台帳、出勤簿等関係資料との照合確認、調査等）
    - ・柔道整復師に係る療養費の事後点検の徹底
  - 医療給付の適正化
    - ・疾病分析（医療費分析）に基づく医療費適正化対策
    - ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
    - ・診療報酬明細書等の事後点検の徹底
    - ・「医療費のお知らせ」の全件実施
    - ・医療機関における適正受診に係る普及啓発
    - ・保健事業の適正化
- (3) 改善対策の実行
  - 被保険者及びその被扶養者のニーズや事業の必要性を十分に把握し、事業主、被保険者及びその被扶養者の信託に応えられるようたゆみない努力を続けることが必要です。
  - 現状分析、問題点の発見、具体的方策の検討、実施、結果の評価、事業への反映を不

断に繰り返して行うよう努めます（P D C Aサイクルの実行）。

#### 4 個人情報保護の徹底

健康保険組合は、適切で円滑な保険給付や保健事業の実施が期待されているため、個人情報を適切に取り扱うため、最善の努力を行います。

なお、健康保険組合の義務事項は次のとおりです。

- (1) 利用目的の特定等
- (2) 利用目的の通知等
- (3) 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保
- (4) 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督
- (5) 個人データの第三者提供の制限
- (6) 開示、訂正、利用停止

#### 5 会議の開催

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 組合会の開催         | 7月・ 2月・随時 |
| (2) 理事会の開催         | 6月・ 1月・随時 |
| (3) 財政対策委員会の開催     | 4月・10月・随時 |
| (4) 健康管理事業推進委員会の開催 | 9月・12月・随時 |
| (5) 健康管理委員会の開催     | 10月・ 3月   |

#### 6 事務処理体制の整備

事務処理体制について、厳正かつ円滑な事務処理が行われるよう整備します。

なお、組織は次のとおりとします。

理事長・常務理事・事務長・事務職員（5名） 計 8名

現在、欠員2名で7名体制です。

#### 7 課題

次の事項について、課題として検討することとします。

- (1) 介護保険料に係る特定被保険者制度の採用
- (2) 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上
- (3) 癌検診実施率の向上
- (4) 健診後のフォローアップ
- (5) 禁煙対策
- (6) メンタルヘルス対策
- (7) 専門職の雇用の確保

#### 10 指定健康保険組合に係る財政の健全化計画を変更します。

当健康保険組合は、平成24年10月12日付けで指定健康保険組合に指定されました。現在、平成25年1月31日付けで厚生労働大臣の承認を受けた財政の健全化計画（平成2

5年度～平成27年度)に基づき、運営を行っています。

平成27年度において、次のとおり健全化計画を変更することとし、平成27年2月13日に、厚生労働大臣宛に健全化計画(変更)申請書を提出しました。

#### 健全化計画の変更内容

- 1 平成27年度の保険料率を101%<sub>0</sub>(一般保険料率100.05%<sub>0</sub> 調整保険料率0.95%<sub>0</sub>)から100%<sub>0</sub>(一般保険料率99.13%<sub>0</sub> 調整保険料率0.87%<sub>0</sub>)に変更します。
- 2 出産・死亡に係る付加給付について、平成27年4月1日から廃止します。

### 1.1 平成27年度収入支出予算が、組合会において承認されました。

#### (一般勘定)

収入において、被保険者数、平均標準報酬月額及び総標準賞与額の増加により、一般保険料収入として、2,007,364千円を見込み、財政調整事業交付金のうち高額医療交付金48,072千円を見込んでいます。

支出において、被保険者・被扶養者の皆様の医療費等に充てる保険給付費(1,279,328千円で、所要財源率63.22%<sub>0</sub>)や高齢者などの医療費を賄うため、国に納付する前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金等(690,420千円で、所要財源率34.12%<sub>0</sub>)を見込んでいます。

その結果、平成27年度の予算は、経常収支の赤字額が48,895千円となりました。

#### (介護勘定)

国から通知のあった介護納付金(228,429千円)を支出するため、介護保険料収入(233,966千円)を確保することとします。

後掲の「平成27年度収入支出予算の概要」(資料5)をご参照願います。

### 1.2 保健事業を活用して、健康の維持・増進を図りましょう。

当健康保険組合としては、被保険者・被扶養者の皆様の健康づくりをサポートさせていただくことが重要な役割であると考えています。皆様が健康になられて医療費が節減され、保険料の引き上げを押さえ、保健事業をより充実させることが念願です。

保健事業の2本柱の1本が、短期人間ドック(40歳以上の被保険者・被扶養者が対象)や特定健康診査・特定保健指導(40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象)の実施です。

もう1本は各種癌検診(検診実施機関での受診の方法と郵送自己検診の方法の2種類。被保険者・30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者が対象)の実施です。



健康管理の一環として積極적으로ご活用願います。病気を予防、早期発見することは、健康の維持はもちろん、医療費を減らすことにもつながります。

医療機関を受診する際には、夜間・休日の安易な受診やはしご受診を控えたり、安価なジェネリック医薬品を選択すれば、家計への負担は軽減されます。また、診療費の明細書が原則として無料発行されますので、医療費に対するコスト意識を持つと同時に、日頃から病気にならないための健康づくり（規則正しい生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食生活）を心掛けていただきますようお願いいたします。

平成26年度は、データヘルス始動の年であり、国は、「国民の健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を目標に掲げていますが、健康保険組合は、被保険者及びその被扶養者の1人ひとりの健康増進を図るために、事業所（事業主）と密接に連携をとりながら、「データヘルス計画」の策定と実施をめざすこととしています。

当健康保険組合としては、現在実施している保健事業の洗い出しを行い、データヘルス計画に反映させることとします。

レセプト分析、健診結果分析の結果、生活習慣病が現状の大きな課題であること、現在の加入者年齢構成と年齢階層別医療費から、今後はさらに生活習慣病対策が重要になること、被扶養者の乳癌対策も重要であることが確認できました。

当健康保険組合のデータヘルス対応として、

- ・生活習慣病の予防
- ・生活習慣病の重症化防止
- ・禁煙対策
- ・乳癌、子宮頸癌の早期発見

を保健事業の目的（重点事項）とします。

皆様一人ひとりの小さな行いが健康保険組合の財政の健全化にもつながりますので、今後とも当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

後掲の「平成27年度保健事業の概要」(資料6)をご参照願います。

# 平成 27年 3月分 (平成27年4月納付分) からの 健康保険料のみの内訳月額表 ( 詳細 )

[ 健康保険料 = 一般保険料 (基本保険料 + 特定保険料) + 調整保険料 ]

(標準報酬：平成19年4月 適用)

(単位：円)

標準報酬 等級	月 額	報 酬 月 額	被 保 険 者 負 担 ・ 事 業 主 負 担					被保険者負担
			健康保険料	一 般 保 険 料			調整保険料	十事業主負担
			A 50.0 ‰	C(A-B) 49.565 ‰	基本保険料 E(C-D) 32.505 ‰	特定保険料 D 17.06 ‰	B 0.435 ‰	A × 2 100.0 ‰
1	58,000	～ 63,000未満	2,900	2,875	1,886	989	25	5,800
2	68,000	63,000以上～ 73,000	3,400	3,371	2,211	1,160	29	6,800
3	78,000	73,000～ 83,000	3,900	3,867	2,537	1,330	33	7,800
4	88,000	83,000～ 93,000	4,400	4,362	2,861	1,501	38	8,800
5	98,000	93,000～ 101,000	4,900	4,858	3,187	1,671	42	9,800
6	104,000	101,000～ 107,000	5,200	5,155	3,381	1,774	45	10,400
7	110,000	107,000～ 114,000	5,500	5,453	3,577	1,876	47	11,000
8	118,000	114,000～ 122,000	5,900	5,849	3,836	2,013	51	11,800
9	126,000	122,000～ 130,000	6,300	6,246	4,097	2,149	54	12,600
10	134,000	130,000～ 138,000	6,700	6,642	4,356	2,286	58	13,400
11	142,000	138,000～ 146,000	7,100	7,039	4,617	2,422	61	14,200
12	150,000	146,000～ 155,000	7,500	7,435	4,876	2,559	65	15,000
13	160,000	155,000～ 165,000	8,000	7,931	5,202	2,729	69	16,000
14	170,000	165,000～ 175,000	8,500	8,427	5,527	2,900	73	17,000
15	180,000	175,000～ 185,000	9,000	8,922	5,852	3,070	78	18,000
16	190,000	185,000～ 195,000	9,500	9,418	6,177	3,241	82	19,000
17	200,000	195,000～ 210,000	10,000	9,913	6,501	3,412	87	20,000
18	220,000	210,000～ 230,000	11,000	10,905	7,152	3,753	95	22,000
19	240,000	230,000～ 250,000	12,000	11,896	7,802	4,094	104	24,000
20	260,000	250,000～ 270,000	13,000	12,887	8,452	4,435	113	26,000
21	280,000	270,000～ 290,000	14,000	13,879	9,103	4,776	121	28,000
22	300,000	290,000～ 310,000	15,000	14,870	9,752	5,118	130	30,000
23	320,000	310,000～ 330,000	16,000	15,861	10,402	5,459	139	32,000
24	340,000	330,000～ 350,000	17,000	16,853	11,053	5,800	147	34,000
25	360,000	350,000～ 370,000	18,000	17,844	11,703	6,141	156	36,000
26	380,000	370,000～ 395,000	19,000	18,835	12,353	6,482	165	38,000
27	410,000	395,000～ 425,000	20,500	20,322	13,328	6,994	178	41,000
28	440,000	425,000～ 455,000	22,000	21,809	14,303	7,506	191	44,000
29	470,000	455,000～ 485,000	23,500	23,296	15,278	8,018	204	47,000
30	500,000	485,000～ 515,000	25,000	24,783	16,253	8,530	217	50,000
31	530,000	515,000～ 545,000	26,500	26,270	17,229	9,041	230	53,000
32	560,000	545,000～ 575,000	28,000	27,757	18,204	9,553	243	56,000
33	590,000	575,000～ 605,000	29,500	29,244	19,179	10,065	256	59,000
34	620,000	605,000～ 635,000	31,000	30,731	20,154	10,577	269	62,000
35	650,000	635,000～ 665,000	32,500	32,218	21,129	11,089	282	65,000
36	680,000	665,000～ 695,000	34,000	33,705	22,105	11,600	295	68,000
37	710,000	695,000～ 730,000	35,500	35,192	23,080	12,112	308	71,000
38	750,000	730,000～ 770,000	37,500	37,174	24,379	12,795	326	75,000
39	790,000	770,000～ 810,000	39,500	39,157	25,680	13,477	343	79,000
40	830,000	810,000～ 855,000	41,500	41,139	26,980	14,159	361	83,000
41	880,000	855,000～ 905,000	44,000	43,618	28,606	15,012	382	88,000
42	930,000	905,000～ 955,000	46,500	46,096	30,231	15,865	404	93,000
43	980,000	955,000～ 1,005,000	49,000	48,574	31,856	16,718	426	98,000
44	1,030,000	1,005,000～ 1,055,000	51,500	51,052	33,481	17,571	448	103,000
45	1,090,000	1,055,000～ 1,115,000	54,500	54,026	35,431	18,595	474	109,000
46	1,150,000	1,115,000～ 1,175,000	57,500	57,000	37,381	19,619	500	115,000
47	1,210,000	1,175,000～	60,500	59,974	39,332	20,642	526	121,000

(注) A: 端数なし B: 円未満切捨て D: 円未満切捨て

## 平成 26年 3月分(平成26年4月納付分)からの健康保険料・介護保険料の月額表

平成27年3月分からの保険料に変更はありません。

(標準報酬：平成19年4月適用)

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額	40歳未満・65歳以上の被保険者 健康保険料(調整保険料を含む)			40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者) 介護保険料			40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者) 健康保険料(調整保険料を含む)+介護保険料		
			被保険者負担 50/1000	事業主負担 50/1000	+ 合計 100/1000	被保険者負担 8.6/1000	事業主負担 8.6/1000	+ 合計 17.2/1000	+ 被保険者負担 58.6/1000	+ 事業主負担 58.6/1000	+ + 合計 117.2/1000
1	58,000	~ 63,000 未満	2,900	2,900	5,800	498	499	997	3,398	3,399	6,797
2	68,000	63,000 以上 ~ 73,000	3,400	3,400	6,800	584	585	1,169	3,984	3,985	7,969
3	78,000	73,000 ~ 83,000	3,900	3,900	7,800	670	671	1,341	4,570	4,571	9,141
4	88,000	83,000 ~ 93,000	4,400	4,400	8,800	756	757	1,513	5,156	5,157	10,313
5	98,000	93,000 ~ 101,000	4,900	4,900	9,800	842	843	1,685	5,742	5,743	11,485
6	104,000	101,000 ~ 107,000	5,200	5,200	10,400	894	894	1,788	6,094	6,094	12,188
7	110,000	107,000 ~ 114,000	5,500	5,500	11,000	946	946	1,892	6,446	6,446	12,892
8	118,000	114,000 ~ 122,000	5,900	5,900	11,800	1,014	1,015	2,029	6,914	6,915	13,829
9	126,000	122,000 ~ 130,000	6,300	6,300	12,600	1,083	1,084	2,167	7,383	7,384	14,767
10	134,000	130,000 ~ 138,000	6,700	6,700	13,400	1,152	1,152	2,304	7,852	7,852	15,704
11	142,000	138,000 ~ 146,000	7,100	7,100	14,200	1,221	1,221	2,442	8,321	8,321	16,642
12	150,000	146,000 ~ 155,000	7,500	7,500	15,000	1,290	1,290	2,580	8,790	8,790	17,580
13	160,000	155,000 ~ 165,000	8,000	8,000	16,000	1,376	1,376	2,752	9,376	9,376	18,752
14	170,000	165,000 ~ 175,000	8,500	8,500	17,000	1,462	1,462	2,924	9,962	9,962	19,924
15	180,000	175,000 ~ 185,000	9,000	9,000	18,000	1,548	1,548	3,096	10,548	10,548	21,096
16	190,000	185,000 ~ 195,000	9,500	9,500	19,000	1,634	1,634	3,268	11,134	11,134	22,268
17	200,000	195,000 ~ 210,000	10,000	10,000	20,000	1,720	1,720	3,440	11,720	11,720	23,440
18	220,000	210,000 ~ 230,000	11,000	11,000	22,000	1,892	1,892	3,784	12,892	12,892	25,784
19	240,000	230,000 ~ 250,000	12,000	12,000	24,000	2,064	2,064	4,128	14,064	14,064	28,128
20	260,000	250,000 ~ 270,000	13,000	13,000	26,000	2,236	2,236	4,472	15,236	15,236	30,472
21	280,000	270,000 ~ 290,000	14,000	14,000	28,000	2,408	2,408	4,816	16,408	16,408	32,816
22	300,000	290,000 ~ 310,000	15,000	15,000	30,000	2,580	2,580	5,160	17,580	17,580	35,160
23	320,000	310,000 ~ 330,000	16,000	16,000	32,000	2,752	2,752	5,504	18,752	18,752	37,504
24	340,000	330,000 ~ 350,000	17,000	17,000	34,000	2,924	2,924	5,848	19,924	19,924	39,848
25	360,000	350,000 ~ 370,000	18,000	18,000	36,000	3,096	3,096	6,192	21,096	21,096	42,192
26	380,000	370,000 ~ 395,000	19,000	19,000	38,000	3,268	3,268	6,536	22,268	22,268	44,536
27	410,000	395,000 ~ 425,000	20,500	20,500	41,000	3,526	3,526	7,052	24,026	24,026	48,052
28	440,000	425,000 ~ 455,000	22,000	22,000	44,000	3,784	3,784	7,568	25,784	25,784	51,568
29	470,000	455,000 ~ 485,000	23,500	23,500	47,000	4,042	4,042	8,084	27,542	27,542	55,084
30	500,000	485,000 ~ 515,000	25,000	25,000	50,000	4,300	4,300	8,600	29,300	29,300	58,600
31	530,000	515,000 ~ 545,000	26,500	26,500	53,000	4,558	4,558	9,116	31,058	31,058	62,116
32	560,000	545,000 ~ 575,000	28,000	28,000	56,000	4,816	4,816	9,632	32,816	32,816	65,632
33	590,000	575,000 ~ 605,000	29,500	29,500	59,000	5,074	5,074	10,148	34,574	34,574	69,148
34	620,000	605,000 ~ 635,000	31,000	31,000	62,000	5,332	5,332	10,664	36,332	36,332	72,664
35	650,000	635,000 ~ 665,000	32,500	32,500	65,000	5,590	5,590	11,180	38,090	38,090	76,180
36	680,000	665,000 ~ 695,000	34,000	34,000	68,000	5,848	5,848	11,696	39,848	39,848	79,696
37	710,000	695,000 ~ 730,000	35,500	35,500	71,000	6,106	6,106	12,212	41,606	41,606	83,212
38	750,000	730,000 ~ 770,000	37,500	37,500	75,000	6,450	6,450	12,900	43,950	43,950	87,900
39	790,000	770,000 ~ 810,000	39,500	39,500	79,000	6,794	6,794	13,588	46,294	46,294	92,588
40	830,000	810,000 ~ 855,000	41,500	41,500	83,000	7,138	7,138	14,276	48,638	48,638	97,276
41	880,000	855,000 ~ 905,000	44,000	44,000	88,000	7,568	7,568	15,136	51,568	51,568	103,136
42	930,000	905,000 ~ 955,000	46,500	46,500	93,000	7,998	7,998	15,996	54,498	54,498	108,996
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	49,000	49,000	98,000	8,428	8,428	16,856	57,428	57,428	114,856
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	51,500	51,500	103,000	8,858	8,858	17,716	60,358	60,358	120,716
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	54,500	54,500	109,000	9,374	9,374	18,748	63,874	63,874	127,748
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	57,500	57,500	115,000	9,890	9,890	19,780	67,390	67,390	134,780
47	1,210,000	1,175,000 ~	60,500	60,500	121,000	10,406	10,406	20,812	70,906	70,906	141,812

1. 介護保険料の計算式は次のとおりです。

合計保険料 [標準報酬月額 × 17.2/1000 (円未満切捨て)] - 事業主負担保険料 [標準報酬月額 × 8.6/1000 (円未満四捨五入)] = 被保険者負担保険料

2. 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に保険料率を乗じた額となります。  
なお、標準賞与額の上限は、年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となります。

## 健康保険 出産育児一時金等内払金(差額)支払依頼書

平成 年 月 日提出

被保険者証の記号・番号	被保険者(依頼者)の生年月日
・	昭和・平成 年 月 日
被保険者(依頼者)の氏名 (フリガナ)	被保険者の勤務先事業所の名称
⑩	
被保険者(依頼者)の住所	
〒 - ( )	

被扶養者が出産のとき、その氏名・生年月日			
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日

委任欄 (注1)	この内払金(差額)の受領を下記代理人に委任します。		
	平成 年 月 日		
	・被保険者(依頼者)氏名		⑩(注2)
	・代理人(事業所所在地及び 名称・事業主氏名)		⑩

払渡希望の銀行名等 (注3)			
(銀行・支店名)	(口座名義)	(預金種別)	(口座番号)
銀行 支店		普通・当座	

## 【説明】

- 次の事項について、ご留意願います。
  - ・(注1)…… 依頼者が在職中の場合は、必ず記入及び捺印願います。
  - ・(注2)…… 欄の被保険者印と同一印で捺印してください。
  - ・(注3)…… 欄の委任により代理人が受領するときは、代理人の希望する払渡銀行名等を記入してください。
- 出産費用が42万円(産科医療償還制度に未加入の医療機関等での出産の場合は40万4千円)未満の場合は、「出産育児一時金等内払金(差額)支払依頼書」としてご提出ください。
- 同一の出産で、「出産育児一時金」と「家族出産育児一時金」を重複して給付を受けることはできません。

## 【添付書類】

- 出産育児一時金等申請・受取代理契約書(合意書)控の写し
- 分娩費内訳明細書(領収書)の写し [産科医療償還制度の対象分娩の場合は所定印が必要]

## 出産育児一時金等内払金（差額）支払通知書

平成 年 月 日

様

先に依頼のありました出産育児一時金等内払金（差額）の支払について、下記のとおり通知します。

兵庫県建築健康保険組合  
理事長

被保険者証の記号・番号	被保険者（依頼者）の氏名
.	

依頼書・申請書受付年月日	平成 年 月 日
--------------	----------

分 娩 者	分娩日
	平成 年 月 日

支 払 額	内 訳
円	出産育児一時金・家族出産育児一時金 円
	医療機関等宛（法定） 円

備 考

口座振込先			
（銀行・支店名）	（口座名義）	（預金種別）	（口座番号）
銀行 支店		普通・当座	

お問い合わせ先

兵庫県建築健康保険組合

078-997-2311

## 健康保険分（収入）

## 健康保険分（支出）

科 目	予算額 千円	被保険者1人 当たり額 円	科 目	予算額 千円	被保険者1人 当たり額 円
健康保険収入	2,008,286	491,144	事務費	60,270	14,740
調整保険料収入	17,691	4,326	保険給付費	1,279,328	312,871
繰越金	0	0	（前期高齢者納付金）	228,178	55,803
（準備金限度外部分繰入）	1	0	（後期高齢者支援金）	425,576	104,078
（退職積立金繰入）	1	0	（その他納付金）	36,666	8,967
繰入金	2	0	納付金	690,420	168,848
国庫補助金収入	1,019	249	保健事業費	37,042	9,059
特定健康診査等事業収入	0	0	還付金	12	2
（組合財政支援交付金）	1	0	営繕費	0	0
（高額医療交付金）	48,072	11,756	財政調整事業拠出金	17,691	4,326
財政調整事業交付金	48,073	11,757	その他	3,126	765
雑収入	14,999	3,668	予備費	2,181	533
収入合計	2,090,070	511,145	支出合計	2,090,070	511,145
経常収入合計	2,021,300	494,326	経常支出合計	2,070,195	506,284

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	434,167
経常収支差引額	48,895	11,958	準備金保有率 %	144.21

## 介護保険分（収入）

## 介護保険分（支出）

科 目	予算額 千円	介護保険第2 号被保険者た る被保険者1 人当たり額 円	科 目	予算額 千円	介護保険第2 号被保険者た る被保険者1 人当たり額 円
介護保険収入	233,966	93,139	介護納付金	228,429	90,935
繰越金	0	0	介護保険料還付金	50	20
繰入金	1	0	積立金	5,491	2,186
雑収入	3	1	雑支出	0	0
収入合計	233,970	93,141	支出合計	233,970	93,141

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	23,825
			準備金保有率 %	127.65

## 予算編成の基礎となった数字

被保険者数	4,089人（男性 3,499人 女性 590人）		
平均標準報酬月額	357,000円（男性 377,900円 女性 233,100円）		
総標準賞与額（年間合計）	2,719,330千円		
平均年齢	45.93歳（男性 46.53歳 女性 42.39歳）		
被扶養者数	4,773人（扶養率 1.20人）		
前期高齢者数 470人	前期高齢者加入率	5.25%	前期高齢者1人当たり給付費 414,383円
健康保険料率	100.000%（事業主	50.000%	被保険者 50.000%）
・一般保険料率	99.130%（事業主	49.565%	被保険者 49.565%）
（基本保険料率）	65.010%（事業主	32.505%	被保険者 32.505%）
（特定保険料率）	34.120%（事業主	17.060%	被保険者 17.060%）
・調整保険料率	0.870%（事業主	0.435%	被保険者 0.435%）
介護保険の対象となる被保険者数（介護保険第2号被保険者数）	3,792人		
（健保被保険者数	2,512人	健保被扶養者数	1,280人）
介護保険料率	17.200%（事業主	8.600%	被保険者 8.600%）

# 平成 27 年度保健事業の概要

資料 6

項 目		実施時期	事業内容の概要等
特定健康診査事業	1 受診券の交付 2 特定健康診査 3 情報提供	年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 歳以上 75 歳未満の特定健康診査の受診対象となる任意継続被保険者・被扶養者について、契約健診実施機関において実施する。</li> <li>・ 健保組合負担 全額</li> </ul>
特定保健指導事業	1 利用券の交付 2 動機付け支援 3 積極的支援	年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約健診実施機関等において実施する。</li> <li>・ 健保組合負担 全額</li> </ul>
保健指導事業	1 機関紙発行 2 保健指導パンフレット等配布 3 <u>母子保健指導書配布</u> 4 医療費通知（被保険者に対する通知） 5 ジェネリック医薬品使用促進通知 6 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知） 7 健康管理事業推進委員会開催 8 健康管理委員研修会・説明会開催 9 共同保健指導宣伝 10 ホームページの管理・運営	毎 月 随 時 毎 月 3 月 9 月・3 月 5 月・8 月 11 月・2 月 9 月・12 月 10 月・3 月 年 間 年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「掲示板」（情報提供資料）を事業所に送付する。</li> <li>・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。</li> <li>・ <u>乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に 1 年間配布する。</u></li> <li>・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。</li> <li>・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。</li> <li>・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。</li> <li>・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。</li> <li>・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。</li> <li>・ 健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝事業を行う。</li> <li>・ 事業主、被保険者等に健康保険組合の情報を提供する。</li> </ul>
疾病予防事業	1 短期人間ドック 2 特定健康診査に係る定期健康診断補助 3 <u>郵送自己検診補助</u> 4 乳癌、子宮頸癌、肺癌、大腸癌、胃癌検診・PSA、CEA、AFP、CA19-9、CA125 検査補助 5 インフルエンザ予防接種補助 6 事業所訪問保健指導事業 7 健康ウォーキング運動表彰 8 家庭常備薬有料斡旋 9 健康増進施設に特別法人会員加入	4 月～翌年 1 月 4 月～翌年 3 月 9 月 4 月～翌年 2 月 9 月～翌年 2 月 随 時 5 月～ 7 月 9 月～11 月 7 月・11 月 年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。</li> <li>・ 40 歳以上 75 歳未満の特定健康診査の実施対象である被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。</li> <li>・ <u>被保険者・30 歳（子宮頸癌検査は 20 歳）以上の被扶養者を対象として、郵送自己検診費用の一部を補助する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子宮頸癌、肺癌、<u>大腸癌</u>、胃癌、前立腺癌検査</li> <li>・ B 型肝炎、C 型肝炎検査</li> </ul> </li> <li>・ 被保険者・30 歳（子宮頸癌検査は 20 歳）以上の被扶養者を対象として、検診実施機関で受診した各種癌検診費用の一部を補助する。</li> <li>・ 被保険者・被扶養者を対象とし、接種費用の一部を補助する。</li> <li>・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。</li> <li>・ 3 か月間で、80 万歩の目標歩数を達成した被保険者・被扶養者を表彰する。</li> <li>・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。</li> <li>・ <u>被保険者・被扶養者の施設利用料金の軽減を図る。</u></li> </ul>